

確定稿

朝霞市総合振興計画審議会（第18回）
会議録

平成27年7月10日

政策企画課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|--------------------|--|--|
| 会 議 の 名 称 | 朝霞市総合振興計画審議会（第18回） | |
| 開 催 日 時 | 平成27年7月10日（金） 午前 9時30分から 午前11時40分まで | |
| 開 催 場 所 | 朝霞市役所別館5階 大会議室（奥） | |
| 出 席 者 | 別紙のとおり | |
| 会 議 内 容 | 別紙のとおり | |
| 会 議 資 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市総合振興計画審議会（第18回）次第 ・資料番号18-1 第5次朝霞市総合計画基本構想(案) ・資料番号18-2 第5次総合計画前期基本計画（案） ・参考資料 パブリックコメントまとめ | |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| | 会議録の確認方法 委員全員による確認 | |
| そ の 他 の 必 要 事 項 | 傍聴者 3名 | |

朝霞市総合振興計画審議会（第18回）

平成27年7月10日（金）
午前 9時30分から
午前 11時40分まで
別館5階 大会議室（奥）

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第5次総合計画基本構想（案）について
 - (2) 第5次総合計画前期基本計画（修正案）について
- 3 そ の 他
- 4 閉 会

出席委員（18名）

- | | | |
|---------------------|-----------------|--------|
| 第1号 議員 | 市議会議員 | 大橋 正好 |
| | 市議会議員 | 小池 正訓 |
| | 市議会議員 | 田辺 淳 |
| 第2号 教育委員会委員 | 教育委員会 | 鈴木 泰代 |
| 第3号 農業委員会委員 | 農業委員会 | 小峰 保夫 |
| 第4号 市内の公共的団体等の役員・職員 | | |
| | 朝霞市PTA連合会 | 渡邊 誠 |
| | 朝霞市自治会連合会 | 松尾 哲 |
| | 【副会長】 朝霞市商工会 | 鈴木 龍久 |
| | 朝霞市青年会議所 | 吉山 隼人 |
| 第5号 知識経験を有する者 | | |
| | 【会 長】 東洋大学法学部教授 | 沼田 良 |
| | 東洋大学法学部教授 | 齋藤 洋 |
| | 大東文化大学経済学部教授 | 中村 年春 |
| | 大東文化大学環境創造学部准教授 | 島田 恵司 |
| | (有) プロセスデザイン研究所 | 百武 ひろ子 |
| 第6号 公募による市民 | | |

大石正司
高橋明子
村上靖子
安野さくら

欠席委員（2名）

第4号 市内の公共的団体等の役員・職員

朝霞市社会福祉協議会

野本正幸

第6号 公募による市民

佐野隆

| | | | | |
|---|---|---|--------------|------|
| 事 | 務 | 局 | 副市長 | 田中幸裕 |
| 事 | 務 | 局 | 政策企画課長 | 佐藤元樹 |
| 事 | 務 | 局 | 同課主幹兼課長補佐 | 関口豊樹 |
| 事 | 務 | 局 | 同課専門員兼政策企画係長 | 又賀俊一 |
| 事 | 務 | 局 | 同課同係主任 | 臼倉隆史 |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・臼倉主任

それでは、定刻となりましたので、朝霞市総合振興計画審議会第18回会議を始めさせていただきます。

なお、本日、野本委員、佐野委員から御欠席の旨の連絡を頂いております。また、齋藤委員から30分ほど遅れるとの御連絡は頂戴してございます。百武委員がお見えになられてございませんけれども、今のところ連絡はございません。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日、机上に配付してございます次第のほかに、事前に配付させていただきました資料としまして、3点ございます。

資料番号18-1、第5次朝霞市総合計画基本構想(案)。続きまして、資料番号18-2、同じく前期基本計画(案)。参考資料と書いてございます、パブリックコメントまとめがございます。以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと存じますので、議長の沼田会長に進行をお願いいたします。

○沼田会長

皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、まずお知らせがあります。島委員は、地元町内会の会長の任期が切れたことに伴い自治会連合会の会員からも外れたため、7月9日付けで本審議会を解職になりました。代わりに新たにですね、松尾哲委員が委嘱されました。本日出席されていらっしゃるの、御紹介いたします。松尾委員です。

○松尾委員

皆さん、こんにちは。

この5月にですね、島会長の後任として、自治会連合会の松尾と申します。もう会議も大詰めだそうなんですけれども、どうぞよろしく申し上げます。

○沼田会長

それでは、会議に入りたいと思います。まず初めに、本会議は原則公開です。傍聴要領に基づいて傍聴を許可しますので、よろしく申し上げます。

本日の傍聴希望者は、何人でしょうか。

○事務局・臼倉主任

3人です。

○沼田会長

3人。事務局は、傍聴希望要領に沿って希望者を入場させてください。

会議の途中で希望があった場合には、順次傍聴席の範囲内で入場していただきますので、御了承をお願いいたします。

◎2 議事（1）第5次総合計画基本構想（案）について

（2）第5次総合計画前期基本計画（修正案）について

○沼田会長

それでは、早速議事に入ります。

本日の議題は2点。（1）第5次総合計画基本構想（案）について、基本構想の方ですね。それから（2）第5次総合計画の前期基本計画（案）についてです。

会議の趣旨について、まず事務局から説明をお願いします。

○事務局・又賀専門員兼係長

それでは、本日の会議の趣旨について御説明します。

まず、パブリックコメントを6月1日から30日まで行いまして、そのパブリックコメントで頂きました意見を踏まえまして、基本構想（案）と前期基本計画をまず一括で修正点を中心に私の方から説明いたします。その後、基本構想（案）と前期基本計画（案）について審議していただきたいと存じます。

また、パブリックコメントで頂きました御意見を参考資料としてまとめておりますけれども、これは、あくまでも庁内の策定部会を中心に検討したものを事務局の考えとしてまとめてございますもので、したがって、修正の部分についても、あくまでも事務局の考えでございますことから、パブリックコメントの内容についても併せて御議論をいただきたいというふうに存じます。

なお、本日で基本構想（案）と前期基本計画（案）の、もし審議が終わりましたら、これらの案を本審議会としての答申とし、市長に報告したいというふうに考えております。

説明は、以上です。

○沼田会長

事務局から説明が終わりました。皆さんの協力で2年間。ここまでやってきたなというふうに感謝いたします。今の趣旨について質問、御意見等はございますか。

田辺委員。

○田辺委員

頂いた7日付けの案内によれば、パブコメの意見が300件を超えて。その反映した項目のみを我々が頂いていたわけですがけれども、今日この場でね、この回答全体もまとまり次第送付しますとなっていますけれども、結局間に合わなかったのが今日この場で頂いた状態なのでね、反映されていなかったものこそむしろ気になる部分なので。確かに文言的に、この総合計画の中に入れるのにふさわしくない文言はいっぱいあるわけだから、気持ち的には分かるけれども、この中に入れるのは難しいとかね。そういうものは分かるんですけども、そうでないようなものも含めてどんな、いわゆる反映しなかったものの種類としてどんな種類のものがあってね、それが全て載っているという63ページのですか、説明していただくわけにはいかないでしょうから、性格で分けてもらって、どんなものをどういう理由で反映しなかったのかということに対しては、ちょっと説明していただきたい。

○沼田会長

処理の基準を示せということですがけれども、事務局、いかがでしょう。

又賀専門員。

○事務局・又賀専門員兼係長

こちらの処理の基準ということですがけれども、まずこれは先ほど御説明したとおり、庁内策定部会の方でそれぞれの課に割り振りまして、それを割り振って回答いただいたものをこのような形でまとめているんですけども。そもそも基本計画と基本構想のパブリックコメントなので、基本計画のレベルというんですかね、構想であったり基本計画の下に実施計画もあるんですけど、そのレベルによっては余りにも細かすぎると、それは実施計画の方で来年度検討していきますとか、そういう形で。基本計画に入れなきゃいけないものなのか、それとも基本計画に入れるものではなくて、実施計画の方で毎年度検討していくものかというのが大きな基準だというふうに考えています。

○沼田会長

修正点については、次の段階で詳しく言ってもらいますので、そっちに譲っていただいてもいいですか。

そのほかは、御意見、御質問ございますでしょうか。

私は田辺委員がやったかなと思ったんですけど、違うんですね。冗談ですけども。

○田辺委員

あとでちょっと詳しくまたやるにしても、ちょっと最初の御説明の中でね、18回が今日ですがけれども、一応これを市の庁内策定部会のレベルで取捨選択されたと。それで、内容的に良ければそのままこれを、まだパブコメの回答としては出してないと。ですから、回答を出すということと同

時にね、総合計画全体のもうこれで審議自体が完了となるというようなお話だったものですから、それに対してはちょっと今日ここで頂いた資料でね、おしまいってというのはなかなか、私は難しいと思うんですね。その部分はちょっと、後の議論になるかもしれません。

○沼田会長

簡単に言うと、今日だけで終わらないという意味ですか。

○田辺委員

そうですね。

○沼田会長

はい。分かりました。

そのほか何か。今の話は、この後で議論になるとしますので、問題提起があれば。

はい、どうぞ。鈴木委員。

○鈴木委員

私、この頂いた18-1と18-2、この資料についてずっと拝見させていただいてたんですけど、よくできているし、これは、このままでよろしいんじゃないかと思います。あと、今日頂いた資料については、これについてはちょっとちらっと見るとまとめられる部分もあったりするから、後でちょっとチェックしたりしてということで、よろしいんじゃないかと思いますが。

敬服するほどよくできていると思います。これでよろしいかと思います。

○沼田会長

はい、ありがとうございます。そのほか、ございますか。

とりあえずいったん切って、ここで基本構想と前期基本計画（案）についてですね、事務局から説明をお願いします。

又賀専門員。

○事務局・又賀専門員兼係長

それでは、資料番号18-1の基本構想の方から説明させていただきます。

こちらにつきましては、3点ほど修正しております、まず7ページを御覧ください。7ページの部分、基本的には黄色い網掛けの部分で修正ということで直してありますが、こちらは高齢者基本計画というのが間違えておまして、「高齢者福祉計画」に修正しているということと。

26ページ、「(6)生涯学習」というところの黄色い網掛けになっていますが、こちらはパブリックコメントの方で110番の方なんですけども、こちらが社会教育施設の機能を充実させるというのも生涯学習の中では必要ではないかという御意見がございますので、社会教育施設についての追加修正をさせていただきました。

もう1点、こちらもそうなんですけど35ページ、「安全・安心なまち」の部分ですけれども、こちらパブリックコメントの方で、2段目の「日常生活においては、安心して平穩に子どもを育て、老後」と急に唐突過ぎるという御意見がございましたので、こちらを「育てられたり、老後を過ごせたりすることが必要」というふうに変えております。こちらは、パブリックコメント61番の方で頂いた御意見になります。

構想については、修正点は以上でございまして、続きまして資料番号18-2を御覧ください。

こちらは前期基本計画の部分ですけれども、3ページ。(4)、一番下の部分ですけれども、こちら「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略」という言葉なんですけれども、こちらが庁内の職員で構成する、本部長を市長とし、副本部長を副市長として、副市長及び教育長、本部員を部長級職員でもって組織している庁内の会議があるんですけれども、こちらの会議が「朝霞市まち・ひと・しごと創生本部」というのを6月1日に設置しまして、その中で朝霞市まち・ひと・しごと創生に係る総合戦略の策定方針を決めました。その中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで市の総合戦略の名称を決めましたので、名称をこのように変えたということで。前回お示ししているときは、(仮称)朝霞市総合戦略という名前だったんですけど、そちらを策定方針に従って名前を変えたというふうになっております。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。

この5ページの部分の1番下の表なんですけど、こちらはパブリックコメントの中で市債残高の見通しも入れた方がいいのではないかということで、このグラフをそのまま載せました。前回お示ししておりました平成28年度以降見込まれるものは、施設建設等については、4ページの方にずらしたというような形になっております。

続いて、14ページを御覧ください。

こちらは第I章、災害対策・防犯・市民ということで、黄色い網掛けの部分なんですけども、消費者教育の観点を含むべきではないかということで消費生活以下、消費者教育というものを付け足しさせていただいております。

同じように18ページ。

○鈴木副会長

説明中ですけど、さっきね、基本構想のときと同じように番号を入れてもらおうと。これがどんどん消えていくと思うんだよね。お願いします。

○事務局・又賀専門員兼係長

もう一度、番号から言います。

失礼しました。そうすると5ページの市債残高の見通しについては、131番のパブリックコメ

ントの意見を反映しております。14ページの消費者教育の部分につきましては、297番の頂いた意見を踏まえて修正しております。

18ページ、19ページにつきましても、2番の「生活」の大柱になりますけれども、こちらも消費者教育の観点を含むべきというところから、「現状と課題」と「めざす姿」、あと19ページの(2)ですね、こちらも298番のパブリックコメントの意見を採用しております。

続きまして、22ページ、23ページ。こちらは、全部言った方がいいですかね。

○沼田会長

いや、いい。

○事務局・又賀専門員兼係長

大まかな部分でよろしいですか。

○沼田会長

ポイントだけ。

○事務局・又賀専門員兼係長

そうしましたら、22ページ、23ページの「子育て支援・青少年育成」については、かなり…ですけれども、こちらはパブリックコメントの意見を踏まえて、「現状と課題」の黒丸のところでいきますと2番目、3番目、4番目を新たに追加しています。あと1番下の黒丸も新たに追加しています。

2番目につきましては、158番。3番目が44番。4番目が160番のパブリックコメントになっております。1番下の引きこもりのなんですけど、そこは47番の意見を反映しております。

次に23ページを見まして、1番下ですね。こちらが、柱名を変更しております、前は「屋外等における活動における支援」というような小柱名になっていたんですが、こちらを子供の活動支援を広い分野で行うためという理由から、「子どもが成長するための活動の支援」ということで柱名を変更して、こちら50番のパブリックコメントの意見を反映しております。

続きまして、24ページの(4)の「青少年の健全育成の充実」の①の二つ目の黒丸、こちらは52番の意見を反映しております。こちらにつきましては、自立困難な者の支援が必要なことから、このような内容を新たに加えたということになっています。

続きまして、26ページの「高齢者支援」でございますが、こちらの「現状と課題」は、171番のパブリックコメントを踏まえまして、全文見直しをしております。意見としては、高齢者数の増加だけではなく独居や高齢者のみの世帯など質の変化、医療や介護をたくさん使わなくてはならない後期高齢者の増大など、そういう問題も含めた方がいいのではないかということから、全文の見直しをしております。

続きまして28ページ、「障害者支援」でございますが、こちらは「現状と課題」の二つ目の黒丸を追加しているのと、「具体的な施策」の(1)の②の二番目の黒丸を追加しております。こちら、185番のパブリックコメントの意見にございまして、その意見としては、障害者の権利擁護に関する言及がないということなので、そこら辺を踏まえて内容を追加したということになっております。

隣の29ページについては、こちらは(3)の②の二つ目の黒丸の内容について、こちら184番のパブリックコメントを反映したものですけれども、意見としては、福祉的就労ばかり増やしていいのかと。また、その受け手も社会福祉協議会ばかりになっているのではないかということから、この内容を追加しております。

続いて30ページの、「地域福祉・社会保障」ですけれども、こちらは「現状と課題」の一番下、二つの黒丸を追加しております、こちらは54番の意見を反映しております。こちらは、具体的な施策に対する現状と課題を整理して、このように追加しているということになっております。

31ページですけれども、こちらは、(1)の③、「福祉サービス利用者の権利擁護」ということで、こちらは小柱をそのまま一つ追加しております。こちらについては、パブリックコメントの188番の中で、意見としては、総合的な福祉の権利擁護機関、サービスの第三者評価などの福祉サービスに対する権利擁護、本人の意思決定の支援の成年後見制度の市民後見人の育成や実現が言及されていないということから、③を小柱として追加しております。

続きまして33ページですね、「保健・医療」の右側のページになりますけれども、こちらが(2)「保健サービスの充実」の①、「母子保健の充実」の内容の見直しということで、198番の御意見として、母子保健の充実に関しては、母子の問題でしかなくて、母子を取り巻く家庭支援という観点が必要なのではないかというところから、内容の見直しをしております。

続きまして41ページ、「生涯学習」の部分になりますが、こちらが一番下の(4)、「学習しやすい環境整備の充実(博物館)」の①の内容については、226番のパブリックコメントの意見を採用しまして内容を見直していますが、その意見としては、博物館は単なるサービス機関としての規定しか書かれておらず、博物館本来の機能の方も少し記述したほうがいいのではないかということで、こちらは「文化財を収集・保存し」という内容を追加しております。

続いて62ページ、「道路交通」の施策になりますが、「現状と課題」の一番下の黒丸を追加しております。こちらにつきましては、分野別市民懇談会の方で、参考資料299番の方に入っておりますけれども、分野別市民懇談会の都市建設部会で意見として出まして、その意見としては、「めざす姿」の最後のところに自転車駐車場のことが記載されているので、当然その現状と課題に触れた方がいいのではないかということから、現状と課題を追加させていただいております。

続きまして91ページ、「人権の尊重」の施策になりますけども、こちらは「具体的な施策」の(2)、「問題解決に向けた支援体制の充実」ということで、こちらは柱の名称を変更しております。こちらが139番のパブリックコメントの意見を反映しておりますけれども、前は柱名が「推進体制及び連携・支援」というような表現の柱の名称になっておりましたが、意見としては、中柱の言葉が役所的であると。もっと明確なメッセージにならないかというところから、(2)の施策の名称を変更したということと、同時に③「相談や連携による問題解決の支援」ということで、こちら名称を変更しております。

あと2点ほどあります。94ページの「市民参画・協働」の施策の中で、「めざす姿」を変更しておりますけれども、こちらについては269番の意見を反映しております。こちらの意見としては、情報公開の推進という内容が書かれていないと、触れられていないということで、その意見を踏まえまして、「めざす姿」の内容を変更しております。

最後になりますけども、98ページ真ん中辺の②、「公正で透明な行政運営」ですけれども、こちら284番の意見を踏まえて修正しております。こちらの意見としては、情報公開に関しては積極的に進めるのではなく、原則公開するというべきではないかということから、この内容に変更しております。

説明につきましては、以上です。

○沼田会長

説明が終わりました。審議の手順ですけれども、最初に構想、修正点の少ない構想の方からいきたいと思います。御意見、御質問はございますか。

田辺委員。

○田辺委員

26ページの表現の問題ですけど、教育という言葉は、子供に向かって教育という言葉を使うというのは、大人に向かって教育という言葉はもう使わないだろうなというふうに思っていたんですけども、それは言葉の整理の問題になりますけど今後の話も含めてね、消費者教育も先ほど随分書いちゃってたんだけど、啓発でいいんじゃないかなと思うんだけど、そこを変えられた意図なり市の方向性として、大人に向かって教育という言葉はまず使うんですか。

○沼田会長

一般的な流れとしては、社会教育をやめて生涯学習に変えたというのが常識だと思うんですけど、生涯学習の中に社会教育施設が入るということは、田辺委員のように違和感を持つ人がいる。

○田辺委員

生涯学習施設でいいんじゃないか。

○沼田会長

いいですか。ではそこは、訂正。

そのほか、御意見、御質問ございますか。

少ない修正点ですので、これで。もしなければ、基本構想については、細かい文言等については会長に一任でお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はい、の声)

はい、ありがとうございます。

続いて、基本計画の方について審議いたします。

膨大なものですが、これをどうするかという逐条審議をしている暇はないと思いますけど、何か御意見御質問、進め方についてなんですが御意見御質問、ございますでしょうか。

島田委員。

○島田委員

大きな話を最初に質問させていただきたいと思います。3ページ、先ほど新たに書き換えられたと説明のあった「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のところですか。基本計画との関係を伺いたいのです。総合計画の方は義務規定が外れたのに、こちらの方はお金が付いてくるものですか。努力義務だけ困ったことにこのとおりにやらないといけないという話になりそうです。しかもKPIとかって数字を入れなければいけない話になっています。本来なら総合計画が最上位計画となるはずですが朝霞市としては、どういうスタンスで総合計画とこの総合戦略の関係を考えたらっしゃるのでしょうか。しかも策定期間がちょうど5年で一緒です。

○沼田会長

1年ずれてる。

○島田委員

そのスタンスを教えてください。

○事務局・佐藤課長

今のお話でございますが、総合戦略は国の方から努力義務という形で、平成27年度から31年度の5年間の計画ということで、今これから着手する予定でございます。第5次の総合計画につきましては、28年度から、前期基本計画は5年間という形で1年ずれている形でございます。

当然、総合計画が先行してずっとこうやって取り組んでいただいていたまいりましたが、そこから総合戦略という、まち・ひと・しごとをキーワードとした人口減少に伴った人口ビジョンと、まち・ひと・しごとのキーワードを基に戦略を作りなさいというようなお話で来てございますので、あく

までもおっしゃるとおり最上位計画は総合計画でございますので、そこから逸脱するようものではないものというふうに考えてございます。

その中で、このキーワードを基にした戦略をこれから考えていく予定でございますが、ただ、やはり計画との整合性は図っていかなければならないということで、今回ここに改めてきちんとした形で盛り込みいたしました。

○沼田会長

納得したんですか。

○島田委員

議事に残していただければ。

○沼田会長

文言の中で何か修正を加えるとか、そういうことをする必要はないですか。

○島田委員

いや、そこまで言いません。国は、まだその交付基準を明らかにしていないのです。それによつては、総合戦略の方に数字を書き込まなければならなくなるのでしょうか。そうすると総合計画とのバランスというのはどうなるんだろうということを危惧していました。朝霞市はどういうスタンスなのか聴きたかったということでした。

○沼田会長

まちは1個なのに計画が二つあるという状況になりかねないですよ。

じゃあ、これはこれでいいですか。

田辺委員。

○田辺委員

これは、でも整理された方がいいと思うんですけど、構想がトップでその下に二つというか前期基本計画が元々予定されていたわけですけども、(4)というのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略をどういうふうに整理されているのか、市としてはどんなふうに組み立てを考えられているのか、そういう点だけは。何か特化したものだというふうに聴いたのが一番私、分かりやすいんですけど、何かに特化しているのか。

○沼田会長

副市長。

○事務局・田中副市長

一応これから審議会の方が立ち上がって、具体的な審議に入りますので、市の方の考え方の基本的なスタンスだけ申し上げます。具体的な内容をどう料理していただくかというのは、審議会の方

でよく御検討いただきたいというふうな思いがありますが。

御指摘のとおり、これから総合計画の方も、この基本計画がまとまった段階で次年度、28年度以降に向けて、今度は更に下の実施計画を立てていくという具体的な作業に入ります。そういうラインナップができてくる段階と並行してですね、市のこれからの5年間の施策の中で、あえて言えばまち・ひと・しごと創生という観点でどこに力点を置いていくのかといったところを御議論いただいて、総合計画の中からそれをピックアップしていただいて、それをどういうふうに濃淡といいますかね、力の入れ方というのをどの程度のところで押さえるといったことを御議論いただくという、多分審議会はそういう場になるかなというふうに思っています。

新たな御提案というのがもし出てくれば、それはそのとき、それをどういうふうに基本計画の中に位置付けるかというのは、並行作業であるかなと思いますけど、今のところ私の想定としては、多分この基本計画の中で収まる内容だというふうには思っています。

○沼田会長

はい、田辺委員。

○田辺委員

私は、通常今までの流れの中でやってきたものに関してこの総合計画なり、基本計画が入ってきているというのに対して、新たな戦略でしようということになると、本当は一番最後にくっ付くとかね。ですから全く今まで位置付けられてないような、実質上これは実施計画的なものをね、何本か入れていくというような程度の話になるんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。

それが、もしかして位置付けられるものもあれば位置付けられないものが出てくる可能性があるということですね。位置付けられないものが出てきたときに、どこにそれを位置付けるかという。ですから、そういう意味ではやっぱりこの全体計画の中の、どこか一番最後の方に新たな戦略としてやる部分を位置付けちゃった方がよかったかなというふうに思います。

○事務局・田中副市長

御指摘のとおりだというふうに私も思うんですけど、具体的に言えば、要するに政府からの交付金をどういうふうに活用するかといったところが観点になってきますので、具体的な事業というのをかなり具体化されたものを示していく必要があるかと思います。だから、結果的に言うとこれから総合計画、基本計画に基づいて作る実施計画の検討という形と多分並行して作業、その中で更にピックアップするかという話になると思います。実施計画の中でも新しい事業等、新規事業等の発想といったものが生まれてくる可能性はあるかなとは思っています。

○田辺委員

例えばですけれども、96ページ「行財政」ですが、こういう言葉の中でね、新たな行政事業に

どう応えるかというようなところに新たな市の戦略として、実質上は実施計画レベルのものが幾つか入る程度でおしまいじゃないかなと想像するんですけども、補助金が付くということでやるといって、そんな大きなものはね、ということにはならないと思うんだよね。その程度でいいんじゃないかなと思いますけど。この前期基本計画の考え方のこの部分って、まあ急に入ってきた話だからここに入れちゃったというのは分かるんですけどね。

○沼田会長

はい、ありがとうございます。

副会長。

○鈴木副会長

田辺委員がですね、ただいま総合戦略のことを最後の方に入れたらどうかというような御意見もありましたが、ここにですね、2行目に「平成28年3月に策定した」ってここに書かれているんですけど、これ今回、今計画しているのにですね、28年に国の方で策定されるわけですよ。これが「されたときに」とか何かここ文章、文言入れて、このままの位置で「この28年3月に策定される」とかですね、そんなことはちょっと入れてもらって修正して、この位置のままで仕上げてもらったらいかがかと思います。

何か方法があったら。

○事務局・又賀専門員兼係長

この「28年3月に策定した」って、冊子になる時点で先回りしてちょっと書いちゃっていますので、こちらについては、ここに載せる載せないはちょっとまた別の話になってくるんですが、「28年3月に策定した」というのは、冊子を作った時点の話なので、すみません、これ先回りして表現しちゃっていますが、現時点では当然、策定予定のことで理解していただいてよろしいかと。

○島田委員

ちょっといいですか。

○沼田会長

島田委員。

○島田委員

こういうふうにしたらどうかという提案ですが、ここの文言を「まち・ひと・しごと創生法に基づく」って切って、日付は抜いて、「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略」がうんぬんで、「戦略です。」というふうにしておけば、違和感がなくなるのではないのでしょうか。

○沼田会長

戦略は戦略ですって。

○島田委員

「ものです。」とか、「重点的なものです。」、ただ「ものです。」でもいいな。

○沼田会長

うん、ここは、日にちは特に要らない、意味ないです。

○島田委員

そういうふうにしておけば、日付はいらないでしょう。

○沼田会長

これが、だから3月なんですよ。

○鈴木副会長

冊子が出るのがね。

○沼田会長

ぐらいなんですよ。

○鈴木副会長

一緒になっちゃう。

○島田委員

その頃にはできているだろうということなのでしょう。

○沼田会長

百武委員。

○百武委員

一番最初の、2の「前期基本計画の考え方」で、「以下の考え方に基づき策定しています。」ということが、何か変じゃないですかねと思ったので。

○沼田会長

ここは、やっぱり変だね。

○島田委員

整合を図る上でね。

○沼田会長

順番的に変だね。

これは、やっぱり違うところへ行っただ方がいいかな。

○田辺委員

外したっていいですよ、何も書かなくたっていい。

○沼田会長

要らないっていう意見も。

○田辺委員

向こうにちゃんと書いてるよね。

○沼田会長

それでいいかもね。そっちの方がいいかな。

○田辺委員

総合計画で整合を図るのは、向こうの方で。

○沼田会長

じゃあちょっとこの部分だけ決を採りたいと思いますけども、計画の3ページの(4)は削除ということで。よろしいでしょうか。

(はい、の声)

反対される方いますか。いらっしゃいません。

では、そのようにさせていただきます。

そのほかに。御意見ありますか。

○田辺委員

大筋のところだけ、ちょっと意見。

○沼田会長

いいんだけど、進め方で何か考え方があったら教えてほしいんだけど。

少なくともあと1時間半ぐらいで終わるような考え方。

田辺委員、何か名案ないですか。

○田辺委員

実質上、基本計画は議論していないですし、それぞれの分野の。私も確かにパブコメで出してもらったもので気が付かない部分がいっぱいあるから、それで変更されるのは全然構わないと思っているんですね。より良くなればいいと思うんだけど、その語句の整理なり、先ほども出てきましたけど、ここにもさっき「消費者教育」という言葉をそのまま残すんですかというのが一つ気になるところですけど、ほかにも幾らでもありそうな気がするんですね。だから、それで今日終わらせるのはどうかなという。今日頂いたものでね、パブコメに関しては気が付かない部分を指摘していただいているわけですから、それで役所の庁内の方ではね、策定の方では一応検討されて、これからちょっとされたというのは分かりますけどね。やっぱり子育てを見ても、じゃあこんなに変えちゃうほど気が付かなかったんですかって聴きたくなるぐらいね、こんなに変えちゃうぐらい今まで何やってたんだらうって話になっちゃいますもんね。随分といじってるから。

ですから、基本計画に関して、全然ここではほとんど個々の分野ごとの議論はしていなかったの
で。

○沼田会長

やってないですね。しないようにしようと思ってた。

○田辺委員

したかったんですけど、私。

少なくとも、その文章の整理、語句の矛盾とか、あるいは今後使われるであろう表現の整理に関
しては、もうちょっと時間をいただかないとこのままってわけにはいかないんじゃないのかな。ま
あやれないにしたらやれないで、お任せしちゃう部分があるかもしれないけど。

○沼田会長

はい、副会長。

○鈴木副会長

今、田辺委員が非常にいい発言をしていただいたんですが、もう本当に18回にわたりですね、
大変丁寧に議論していたんですけど、そんな中にですね、これだけ修正するのはどうなのかと。た
だ、事務局とするとですね、いろんな形で恐らく、我々には誰が出してどうしてるのか分かりませ
んけど、訂正しとかないといけないのかなという中からですね、こんなに丁寧に修正されたのかな
と思うわけですが、この委員の皆様からはですね、修正したこの資料は頂きましたから中身をみん
なチェックしていただいたと思うんですが、それ以外の部分がですね、事細かにまたこれだけ印刷
されて今日出たわけですよ。これをもう今日終わらせていただこうと思っていたのに、これを議
論するのはとてもできませんのでね、会議のやり方なんですけど、大きな点だけを今日ここで皆さ
ん、先ほど決を採ったような形を取ってですね、今、皆さんの声を聴くと。それ以外はですね、文
書で事務局に提出していただいて、会長に任せていただくという形で今日の会議を進めたら有り難
いと思いますが、いかがでしょうか。

○田辺委員

まあ文書に限らず。

○鈴木副会長

言葉でも。

○田辺委員

電話で言葉でも。

○沼田会長

今の御意見、いかがですか。

(賛成、の声)

ありがとうございます。

○鈴木副会長

どこかで時間取らないと、しょうがないもんね。やらないってわけにもいかないだろうし。

○田辺委員

ただ、パブコメのね、その判断ですよ。ですから、それを今日採用されなかったものに関して、今日頂いてね、全部見きれてないのでね。確かに無茶な話もたくさんあるし、当然文章的にこれ入れるのは無理だというものはいっぱいもちろんあるので、総合計画に似つかわしくない、使えないような表現とかっていうのはもちろんあるでしょうから、それは事務方で大分取捨選択していただいたのはよく分かるんですけど、なるべくそれを生かそうという姿勢があったからこそ、福祉の分野がかなり書き換えられたというのは確かにあるだろうし、あと議会でも質問が出てると思うんですけど、そういうところ、今後の今までの総合計画に対してのPDCAサイクルのいわゆる事務事業の評価の行政評価、施策評価をしてきた、そのスタイルに関して同じ形で行くのかね、それとも何か改善の余地があるのかね、そのいわゆる制度設計の部分が本当は一番重要だと思うんだけど、その部分に関して何かこの前と違う形になるのかね。あとは、やっぱり事務事業と言ったときの事務事業に関しても、恐らく実施計画は事務事業とそのままほとんどセットなんですけど、それは全く我々見ていないわけですよ。この審議会では、実施計画は全然見ていないわけね、そうすると実際上は、基本計画と実施計画というのはかなり、全く使う部分と基本計画に載ってくる部分と、全くその実施計画に反映されていない部分というのがどうしても出てきちゃうんですね。その濃淡は、先ほど副市長がおっしゃったように濃淡が非常にあるのでね、本当は、今度どうするのかというのは課題だったはずなんですけどね。

○沼田会長

副会長。

○鈴木副会長

現在はですね、外部評価等によってですね、いろいろこの振興計画なんかについてもですね、実施計画のチェックをしっかりとってもらっていると思うんですよ。ですから、そういう意味で、我々が見られないところは外部評価の委員の皆さんがしっかりとさせていただいてるんじゃないかなと思うんですけど。

○沼田会長

田辺委員。

○田辺委員

実施計画、いわゆる事務事業とされているのは600本だか朝霞市にあるんですね。外部評価という、そんなもの全部見ていられないわけでね、本当に幾つか選びながら、年間にその中のテーマでやっていって、丸4年ぐらいで全部回るような話じゃないかと思うんですね。本来だったら、もう少しその事務事業評価に当たる外部評価は、事務事業評価は市役所の職員がしているわけですから、それに対して外部評価はね、その事務事業の評価も本当は外部的にやらないとまずい、本当はね、まずいんですよ。それはやられなていないと、今は。それに関しては、本当はその部署部署のいろんな審議会があったりね、市民参画のスタイルができていますから、そこにもう少しちゃんと仕組みを、仕掛けを作っていくというその方向性ぐらいは何かどこかにね、書き込まれないかなというふうに思っています。

それは行財政のところなんですけど、そういうところがちょっと気になる場所です。すみません。

○沼田会長

今、議論していると時計が回っていつちやうから。

○田辺委員

パブコメの話と、その部分に関してはまだ残っていると思う。

○沼田会長

もう回ってると思います。

進め方について、どなたか御意見、御質問ありますか。提案があれば伺いたいんですが。提案をしないと300件全部審議にしろという話に。そうならないようにしてもらいたい。

○島田委員

やり方としては、一括質問、一括答弁という方法があります。質問や意見の時間を区切って、あとは答弁というふうにすれば、時間どおりに終わります。

ただ、田辺委員が言われたように運営の方法として問題があったことは、やはり否めないんじゃないかという気がしますけども。修正、パブリックコメントに応じて大変な修正をしていただいたことはよかったことなわけですけど、それがこれまでの審議会の意見の範ちゅうであればよかったわけですが、実際には審議会では総合計画についての議論は乏しかったわけで、もう1回議論したいという意見が出るのもまあ当然といえば当然だろうと。

だから、これは次期の課題としてはいかがでしょうか。我々の任期は2年間というふうに聴いていましたので、今月切れるわけですよ。

○沼田会長

今月じゃない、来週。

○島田委員

来週か、で切れるわけですね。

○沼田会長

年間ですから。

○島田委員

しかし、そういうことから考えれば、もう一度会議をやるというのはあんまり現実的ではないと思います。

○沼田会長

いや、そうじゃなくて、来週もう1回ここでするかどうかという話なんですよ、今の。ポイントの。全く同じ時間帯にもう1回やるかどうかというお話なので、それを避けたいということをさっきから言ってるんですよ。だから、任期の最終日にもう1回するかという話なんです。

○島田委員

副委員長と電話等で意見を頂くという形で、いかがですかね。で、会長が調整する。

○田辺委員

変更は、どうやって。

○島田委員

会長に一任してもらいます。

○沼田会長

副会長。

○鈴木副会長

委員の皆さんから頂く電話や文書ですから、それなりの答えは事務局から連絡はさせてもらおうと。という形でいかがでしょうかね。

(賛成、の声)

はい、ありがとうございます。

○島田委員

やっぱり個別の御意見がある方は、言うしかないと思うんですね。文書でも電話でも構いませんけれども。ここでまた来週なんて言われても、それぞれお忙しい方ばかりですから、やはりそういった物理的なことも考えて個別に対応してもらおうと。そのようにお願いできたらと思います。

○沼田会長

はい、百武委員。

○百武委員

せっかく今日集まっていらっしゃるんですから、例えば子育てのところで15分やりますとか、今の気が付いたところだけでも見て、ちょっとでもできるといいかなと思うんですけど。15分、15分でもやればいいんじゃないかな。

○沼田会長

分かりました。

○百武委員

特に、修正のある部分について。

○沼田会長

じゃあ今日、あと1時間程度議論して、一括審議で、その後の処理は鈴木副会長が言われたそういう手順でよろしいですか。

○百武委員

そういうふうに、どうしてもやっぱりやんなきゃなとなったら、それはそういったときに考えても。

○沼田会長

それが嫌なんだよ。そこを避けたいです。

そういうふうにならないように気を付けながら、1時間議論をしまいたいと思います。

じゃあ主要なところで気が付いたところがありましたらどうぞ。ここからフリートキングでいきたいと思います。

○島田委員

前回の財政の見通しについては私も意見を申し上げて、書いていただいたことに関しては、感謝申し上げます。しかし、70ページのまちづくりの逆線引きに関するところに、公共下水道の整備について書かれています。70ページの上から5番目のところですね。未接続世帯の解消ということで、公共下水道の整備について言及しています。一般的には、公共下水道の整備にはかなりお金が掛かるんじゃないかと思うのに、財政の部分では言及がありません。4ページです。入れておいたほうがいいのではないかというのが私の意見です。

○沼田会長

そのほか、行ってしまっていていいですか。

指摘だけでも。

○田辺委員

さっき言ったことに関してちょっとお答えいただきたいんですけど、最初の5ページの歳入歳出の見通しの数字の違いがどうしてあるのかなと思われちゃうというふうになるだろうから、その部

分はちょっと御説明いただいて、あとさっき言ったように14ページの第I章の市民生活の部分の消費者教育という。

○沼田会長

それは、直すでしょう。

○田辺委員

そっちも。直すのか、啓発だけでいいんじゃないかなと思っているんだけど。

○沼田会長

はい、じゃあ事務局、答えてください。

○事務局・又賀専門員兼係長

まず、最初の5ページの歳入歳出の見通しの、これはあれですか、上と下で合わない。つまりこちらは、修正させていただきます。同じなんですけど、具体的には平成29年度の歳入が378、一番上の合計。下の379と、これはちょっと端数の調整が違うということだけですので、ここは同じように平成32年度も384と385になっているので、ここは修正させていただきます。

○沼田会長

消費者教育。14ページ。

教育をやめればいいの。

○田辺委員

啓発だけでいいんじゃないかなと思います。消費者啓発に。

○沼田会長

はい、中村委員。

○中村委員

実は、「消費者教育」という文言を入れてほしいと要望したのは私です。

ご承知のように、2004年5月に消費者保護基本法から「保護」という文言が外れて、「消費者基本法」となって改正、成立し、同年6月に公布・施行されました。この消費者基本法第2条では、「消費者教育の機会が提供される」のは、「消費者の権利」とであると明確に位置づけられました。そして、この「消費者の権利を尊重」し、「消費者の自立を支援する」ための消費者政策を推進するのは、国および地方公共団体の責務である（3条・4条）と定められています。

消費者教育に関していえば、同法第17条で国および地方公共団体は「消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて」消費者教育の充実のための施策を講じなければならない、としています。したがって、消費者教育というのは、何も学校教育だけを念頭に置いているわけではなく、

消費者の自立を支援するという観点から、人の一生にわたって家庭、学校、職域、地域、そして社会の中で広く総合的かつ一体的、体系的に消費者教育を実施し、推進していこうとしているのが現状です。

また2009年8月にいわゆる「消費者庁設置関連3法」が成立・公布され、同年9月1日に施行されて、消費者庁と消費者委員会がスタートしました。同じく成立した消費者安全法では、都道府県に対し「消費生活センター」の必置義務を、市町村（特別区を含む。）に対しては設置の努力義務を課しています。さらに消費者安全法では、「消費生活に関する教育活動」を通じて「消費者の安全の確保に関し、国民の理解を深め」、その協力を得るように努めることは国および地方公共団体の責務であるとしています。

そして、消費者教育の推進を決定的なものとしたのが「消費者教育推進法」です。その必要性について4年余り検討を重ね、議員立法として提案され、2012年8月に成立・公布され、同年12月13日に施行されました。私事ですが、この法律の成立に多少なりともかかわった者の一人として感慨深いものがあります。この消費者教育推進法は、消費者基本法や消費者安全法の規定を受け、消費者教育が単に消費者被害の防止のためだけにあるのではなく、個々の消費者の自立を支援するとともに、一人ひとりの消費者は、消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるような消費者市民の育成を目指す教育と捉えています。ここでいう消費者市民社会というのは、消費者が、個々の消費者の特性と消費生活の多様性を互いに尊重し、自らの消費生活に関する行動が現在および将来にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼすものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会を指しています。したがって、このような消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、総合的かつ一体的、体系的に、さらに年齢、障害の有無など消費者の特性に配慮した適切な方法で実施されなければならないのです。地方公共団体は、消費生活センター、教育委員会などの関係機関と緊密な連携のもとに、消費者教育の推進に関して、それぞれの区域の社会的、経済的な状況に応じた施策を策定し、実施する責務を負っています。

現在、全国各地で地域における消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会の組織化が活発に進んでいます。私は、朝霞市においてもそのような方向に行くことを願っているので、この計画に消費者教育の文言を入れることをお願いしました。

なかには社会人になっても教育を受けるのか、という嫌悪の念を抱く人もいるかもしれません。消費者教育は受動的な学習活動ではなく、能動的、実践的な学習活動です。児童、生徒、学生に限らず、社会人や高齢期の人にも実施すべき教育活動であると私は思っています。消費者啓発は大事であるし、必要だと私も考えていますが、啓発だけで十分だとは思っていません。現に、全国各地

の多くの地方自治体で啓発活動に時間と、費用と、労力をかけていますが、一向に悪質商法が減らず、苦情相談件数は若干減少しても、被害金額は年々増えている傾向にあります。したがって、消費者啓発を十分に行えば、消費者教育は学校教育に任せておけばよいという考えには、私は賛成できません。

○沼田会長

田辺委員、どうぞ。

○田辺委員

そういう経緯があるのであれば。特に子供に向かった消費者教育。

○沼田会長

なると。らしいですね。

○中村委員

関連して、もう一点要望を出してよいでしょうか。『第5次総合計画前期基本計画』中の「Ⅲ章 教育・文化」の「1 学校教育」(大柱)・「(2) 確かな学力と自立する力の育成」(中柱)に小柱の項目が①～⑦まで7項目ありますが、この中に一項目「消費者教育の推進」を追加してほしいのです。「環境教育の推進」は入っていますが、現在それと同等、あるいはそれ以上に重要視されているのが消費者教育です。もちろん学習指導要領は改訂されて、学校教育の中では小学校・中学校・高等学校において実施すべき学習内容となっています。また消費者教育推進法第11条第1項では、国および地方公共団体に対し、幼児、児童・生徒の発達段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会の確保と必要な施策の推進を義務づけています。

この前期基本計画は、2016(平成28)年度から2020(平成32)年度までの5年間の計画期間としていますので、この間には朝霞市においても「消費者教育の推進」は必至のものとなると思います。この機会に、この基本計画の中にぜひ書き込んでおいてほしいと思っています。

○沼田会長

入れたほうがいいでしょうね。それは、賛成です。

それは、検討しましょう。

○中村委員

ついでにもう一点意見・要望を出したいと思います。

これに関しては前回の会議でも意見を述べましたが、この冊子でいえば15ページ若しくは19ページになります。「Ⅰ章 災害対策・防犯・市民生活」の「2 生活」(大柱)・「(2) 消費者の自立支援の充実」(中柱)の小柱の項目「①消費生活の支援」、「②消費生活相談の充実」のいずれの項目でもよいので、「消費生活センターの設置を検討する」という一文を入れてほしいのです。前回、

発言した際のご回答では、朝霞市の消費生活相談窓口は機能的にはセンター機能を十分備えている、との返答でした。それであれば、なおさらこれを機に「消費生活センター」に移行すべきであると考えます。消費者安全法上は、市区町村については設置が努力義務ですが、朝霞市の人口、財政規模等を勘案すると消費生活センターが設置されていて当然と考えられますので、ぜひ検討してください。よろしくお願いいたします。

消費者教育の推進だとか、消費生活センターの設置だとか、つい口喧しいことを言って申し訳ないと思いますが、消費者法、消費者政策・消費者行政、消費者教育、消費者問題などが私の専門分野で、長いこと国や地方の消費者政策、消費者行政にかかわってきた者として、どうしても気になりました。ご容赦ください。

冊子19ページの「(2) -②消費生活相談の充実」の中に書き込むのがベターだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○沼田会長

そうですね。

はい、どうぞ。

○安野委員

18ページの消費者教育という言葉なんですけど、私も、初めてこの言葉を見たときに非常に疑問が、距離感ありました。なんでただの消費者であるしかないのに教育を受けなければいけないのかっていう気持ちはやはりありました。今、中村委員に説明していただいて納得はしましたけども、やっぱり一般市民としての気持ちも含めた、ちょっと言葉を違う表現にしてはいかがでしょうか。

○沼田会長

はい、専門員。

○事務局・又賀専門員兼係長

もし、消費者教育という言葉、今の中村委員の話で分かったという方がいらっしゃるのであれば、資料編に用語解説があるので、もしそこでこの消費者教育の意味が何なのかというところも、考え方も踏まえて、含めてそういうのを入れるのは可能なんですけど、それでよろしければ。この内容については、また後で調整しますけども、そういうことも可能かなと思うんですけど。

○安野委員

だったら、例えばその用語解説のところにある言葉を使うと何か印を入れて、別に用語のところに解説があるというふうに書いていただければ。

○事務局・又賀専門員兼係長

あと、消費者教育の中で、解説ができるのであれば、この文章の中に入れてもかまわないんですけど、そうでなければ用語解説で設けることも可能だと思うんですけど。

○安野委員

今の中村委員の説明を聴いた後は、必要だなというのはすごく分かりますけども、ちょっと表現としては。

お願いします。

○沼田会長

いいですか。では、それで。

混乱させるようなんですけど、環境教育というのもあるんですよ。9ページの方に、環境のところに「環境教育・環境学習」というのがあって。

○安野委員

環境教育は、環境保護の意識も高まっていて、環境についてもっと勉強しないといけないのかなというのは、多分一般の市民の中でみんな思っているので、違和感がないんですけども。ただの消費者であるしかないのに、なんで教育を受けなきゃいけないのかなというのは、すごく違和感がありました。

○中村委員

ここで難しい議論をするつもりはあまりないのですが。もちろん、「消費者教育」という概念が古くから日本にあったわけではありません。日本における消費者教育は、一つは1960年代以降にアメリカで展開されていたものが日本に紹介されて、入ってきた経緯があります。1962年にアメリカのケネディ大統領が連邦議会に送った大統領特別教書の中で「消費者の4つの権利」（安全を求める権利、選択する権利、知らされる権利、意見が反映される権利）を提唱し、その後1975年にフォード大統領が5つ目の権利として「消費者教育を受ける権利」を提唱した時期と重なっています。この頃の消費者教育は、消費者経済教育、あるいはbuymanship education という性格をもち、日本では「買い物上手」・「賢い消費者」を育成する教育などといわれたこともありました。

もう一つは、1980年代以降にヨーロッパ、特に北欧で提唱されていた消費者市民教育（Consumer citizenship education）という考え方です。これは環境教育とも重なるところがありますが、「消費者の選択が、倫理、社会、経済、環境面に与える影響を考慮して、思いやりと責任をもって行動することにより、公正で持続可能な社会の形成とその発展に寄与する市民（＝消費者市民）を育成する教育」と捉えられています。

2009年のOECD消費者政策委員会の政策勧告（提言）があつて以降、日本における消費者教育は、この方向に傾斜していきました。

従来、日本では、消費者は保護されるべき者、消費者保護施策の「客体」として捉えられ、消費者被害に遭わないように啓発・教育することが消費者教育のように考えられていました。しかし今日では、消費者自らが自主的・合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援するために行われる教育やこれに準ずる内容の啓発活動を消費者教育と考えています。

したがって、私自身は、消費者教育は環境教育の上位にある概念だと考えているのです。別な言い方をすれば、環境教育は消費者教育の一領域であると。学校教育の中に「環境教育の推進」が位置づけられているのであれば、その上位にある「消費者教育の推進」も位置づけられて当然と考えているわけです。

○安野委員

御説明をいただいて、ああなるほどと納得はしますが、一般的ななんと言うんですか、意識はそこまでは、一般市民の中では広がっていないと思いますので。

○中村委員

そのことが一番の課題であると思っています。そこで、私自身は各地を飛び回って啓発活動に取り組むとともに、行政と連携協力しながら、消費生活センターの運営に直接かかわっています。

○安野委員

全然ちょっと。

○沼田会長

その状態だからするのであって。必要だということなんだと思います。

鈴木委員。

○鈴木副会長

いろいろつまみ出すと次々出てきますし。だから、もし気になる部分がこれだけゆっくりとかけて、会長がかなり丁寧にやっていたらこの計画ですから、だから、もうこれは、もし気になることがある方は文書で役所の方に出していただくとか。一つ一つのつまみ出されたものについては、ちょっと後ろの方に回答、説明の形で出していただくようなことで、これでよろしいのではないかって私は個人的には思いますけども。

○沼田会長

はい、ありがとうございます。

一応、デッドラインが11時半ということにしてありますので。そこまではフリートークで。

○鈴木副会長

じゃあ、一生懸命読まなけりゃ。皆さん、しゃべってる場合じゃないと思います。

○沼田会長

では、ほかに。

はい、田辺委員。

○田辺委員

福祉分野はね、大分いろいろと入れていただいて、むしろ語句の整理だとか必要になるんじゃないかなという、気になる部分があるんですけど、それは置いといてね。やっぱり都市基盤と産業振興というV章のところ。

結局、今朝霞市で、今後もう明らかな開発の話というのは、この総合計画の中に将来都市構造図を入れるか入れないかでもめましたけど、結局入れない話で落ち着いたんだけど、あのとき明らかになったようにね、一つは基地跡地はもちろんですけども、積水の跡地の開発計画もかなりどんどん進み始めているということだとかね、四小跡地をどうするかとか、後は病院が東洋大学の校舎の跡地に中央病院が移転するとかね、こういう部分が非常に新しいというかね、急に出てきた話で。それは、この総合計画の中のどこに入るかという、61ページの土地利用でね、(2)の「市街地周辺の適正な利用」という、いわゆる「市街化調整区域の整序」と書いてあるところの②の

「周辺自然環境などと調和する施設地区（東洋大学周辺、その他）」というふうに書いてあるけども、ここに全部入れちゃってるんですね。無理やり押し込んでいるという感じ。あと、「緑・景観・環境共生」とかっていうところはどうかとか、「市街地整備」、70ページの4、これは市街地整備という表現だけどこれは、市街化区域の話だということ。非常にV章のスタイルがね、土地利用全体の中の市街地と市街化調整区域をまず中柱で分けて、その市街化調整区域の部分をちょこっと書いているというね。市街地の適正な利用に関しては、また新たに市街地整備ということで4番で項目を起こして大柱の4に「市街地整備」で入れているわけですね。

今、朝霞で一番問題になっているのは、調整区域の本来開発されるはずがないところがどんどんされていくというね、これは完全に国の規制緩和の流れでこういう状態になっている。私からすると、私は非常に迷惑な話だと思っているんですけど、市として、あるいは商工会とするとお金が入るからまんざらでもないという側面もあるようだから、市長も協力しますというスタンスのようですけどもね。

それを計画の中にどうちゃんと入れるのかというのがね、土地利用の本当にちょっとしたところにちょこっと入れちゃってるという、これで本当にいいですかねと。むしろ、環境だとか、あとは道路とかそういうところの影響も当然出てくるだろうから、それに関してもそこをちゃんと触れておかないとまずいんじゃないですか、そのいわゆる調整区域のね、今後明らかに開発が進むであろうところに関して、その調和型というんだったら環境の部分とか道路交通の部分でも同じような触れ方がされているのかどうかちょっと私見ていないんだけど、どこか触れる。その逆の、いわゆる

開発に対する影響の部分は記載されているんですかね、意識して。そこをちょっとお伺いしたいんですけど。

○沼田会長

ないですよ。

○田辺委員

むしろ、その影響をちゃんと市として対応すべき、行政としてやる分はそちらの方がかなり大きくなっちゃうと思うんですね。規制をするという話には今なっていないので、受け入れるという話であるならば、むしろそちらをちゃんと書き込んでおかないと。それも急な話だからね、急に入れないとしょうがないんじゃないかなと思うんですが。

そこがちょっと気になる場所なんですけど、今この場で何とかというあれでもないんで、文章で後で出すので、ということでもあります。

○沼田会長

次、島田委員。

○島田委員

私の方から二つあります。

一つは、高齢者支援についてで、26ページに黄色いところの下から3行目の「低所得者などに対する行政の支援の有機的な連携」と低所得者に対する内容の文言が書かれているわけですが、これに対応する施策がほしい、ということです。介護保険法の改正によって、要支援1、2の部分が市町村の仕事になったわけですが、特に低所得者に対する問題が、今後、社会的に問題になっているはずで、本市でも課題になるのではないかと思います。せっかく「現状と課題」で指摘されているので、対応する施策がどこかにほしいということが一つです。

もう一つは、79ページです。78、79ページに産業活性化のことが書かれていて、商工業に対する具体的な施策についてです。以前頂いた資料などによれば、商店の閉店、シャッター街化が朝霞市でも大きな課題になっていると思うのです。中心市街地活性化の基本計画というのは、全国的に見てうまくいっていないのです。商店街に対する支援から個別商店に対する支援へと曲がり角に来ていると思うのです。問題意識がどこかにないと、このまま商店がどんどんなくなっていくことを見過ごすことになりかねないと思うのです。どこかに商店支援策というのを入れておいた方が僕はいいと思います。これは、意見です。

この二つです。

○田辺委員

今の島田委員がおっしゃったことと、さっき言ったこととつながるのでね。

その市街化調整区域に大型のショッピングモールが来るといことと、全く相反するいわゆる中心市街地事態がどんどん空洞化していったら、その部分に関してどうするのかというのは、かなり喫緊の課題になっていると思うので、そこはもう少し書き込まないといけないと思いますよ。

中規模のあれが閉店をしていく可能性が今どんどん高まっていっているんで、もちろん小規模小売もね、本当にチェーン店以外はなくなってきているというのがありますが、中規模の商店も閉店していく可能性がある。そうすると、消費者難民というかね、行き場を失う。車でしか行けない。その部分に関して、もうちょっとさっきのことと同じですけども、そういう影響がある分野に関してはちゃんとその影響を排除したものもちゃんと書き込んでおかないとまずいと思いますので。

○沼田会長

やっぱり郊外に大規模な商業施設が立地すると。駐車場があって車で行けるというので、したがって中心市街地の商店街が駄目になると。車で行けない、駐車できないということなんです。

一つの対策としては、公共交通をもっと充実させるという。税金投入して。今のバスの運行というのは、やっぱり改善の余地があると思うので、充実の方向で改善の余地があると思うので、そのところじゃないんでしょうか。つまり歩いて、あるいは何かに乗っていけるという。駐車の手配をしないで買い物ができるとか、まちの散策ができるとかいうふうに、そういう環境を整えないと負けますよ、それは必ず。便利だもん。車で行って一週間分買って帰ってくればいいんですよ、楽だし、時短だしというので。一軒一軒商店を歩いていいもの探すなんて、それは負けますよ。

これはやっぱり、ちょっとまちの課題であるシャッター商店街のことになりますので、百武委員なんて詳しいんでしょうけども。

○百武委員

スポットの活用とか、そういう対策に努めるというのがあるんですね。もう少しそういうものも取り入れるといいのかなと思うのと、先ほどバスの話が出てきましたけど、道路交通の中に自転車道はどうするんだろうという。自転車の放置というの、駐輪をって書いてあるんですけども、結構それが今どこでも大きな話題になっていますし、朝霞ではどうなのかなというふうに思います。

○沼田会長

駐輪は書いてありますか。

○百武委員

はい。

○鈴木副会長

自転車専用とは書いてないな。

○沼田会長

混乱、混雑する。

○田辺委員

64ページにね、「新たな公共交通システムの導入検討」と書いてある。普通は何か、L何でしたっけ。

○沼田会長

LRT。

○田辺委員

LRTのことを言っているのかなと思っちゃいますよね。

○沼田会長

いや、とてつもない金額になる。

○田辺委員

随分大層なことを言っているのかなと、書いてあると思いますよね。

○沼田会長

LRTは無理。

○田辺委員

新たな公共交通システムっていうほどのものじゃないですよ。

○沼田会長

富山は、あれは線路があったのであれが使えたんだけど。ゼロからやるのは大変ですよ。

○鈴木副会長

自転車っていうのは。

○沼田会長

環境だからね。

○鈴木副会長

自転車専用道路を作ってもらおう。

○沼田会長

大変だよ。LRTの線路と変わらないでしょ、金額的に。

自転車も自転車に乗れる人しか使えないから。駄目じゃない、むしろ危ないじゃない。

○田辺委員

それから、今の道路交通で62ページのね、私全然こういうの出していなかったの今調べます

けど、質問などでは生きているんですけど、ゾーン30って書いてありますけど、朝霞で導入されているゾーン30っていうのはナンセンスだと私は思っていますので。つまり、30なんてスピードで走られたらたまったもんじゃない、その小さな路地をゾーン30に指定するとかね。武蔵野だって20ですよ。案外長い距離を20で指定しています。本来だったらそんな指定されちゃうとね、そこまで走っていいのかということになっちゃうので、何かゾーン30がいいかのような表現が使われていますけど、私は朝霞で今指定しているゾーン30の場所というのは、全然いいと思いませんよ。県が推進しているから、それでどこか指定しなさいよと言われて入れているというのは分からないでもないですけど。

自転車の先ほどのことに関しても、ちょっと書き込みが少ないかなという印象があるので、やっぱりそういう客観的な視点をもう少し入れていかないと、このまま出しちゃうんですかという感じがしますけど。

○齋藤委員

じゃあ一つ、よろしいですか。

○沼田会長

はい。

○齋藤委員

広範囲に、ちょっと細くなって言葉の問題なんですけれども。

92ページ、93ページの「多文化共生」のところで、「外国人市民」という言葉が使われていますし、93ページの(2)の②の文章で「ALT(専任外国人講師)」という言葉が使われています。別に、施策自体をうんぬんするわけではなくて言葉の意味の問題で、外国人市民というのは後ろの方に138ページの用語解説を見ますと、か行の一番上に出ています。「本市に生活拠点を置く外国人のこと。外国籍をもつ市民だけではなく、既に日本国籍を取得している外国出身の市民も含む。」これは、法律上明らかな間違いですね。日本国籍を取得していたら法律では日本人ですから、それに外国人という言葉を使うこと自体間違いですから、この「既に日本国籍を取得している外国出身の市民も含む。」とこの文章をカットした方が、削除した方がよいと思います。

それから、先ほどの93ページに戻りますと、さっきの(2)の②の「学習機会の充実」で、「ALT(専任外国人講師)」、ここで外国人という言葉が使われている、これは明らかな外国籍を持つものということになりますから、ということは、施策上ですね、外国籍を持っていたものがいわゆる日本に帰化した場合、法律上は日本人ということになりますから、でもその人が英語なりフランス語なりがすごくできて、学校における語学教育に協力してもらいたいというときには、この専任外国人講師という意味には、法律上当てはまらないということになります。この辺りを少し、もう

一度再検討なさってくださいればよいんじゃないかなと思います。提案ですので。

あと、最後にこの言葉の中で用語集をずっと見てみますと、地方自治に重要な「住民」という言葉がないんですね。この全体の中で住民という言葉が使われているかどうかはちょっと余り見当たりはしないんですけども、「国民」という言葉は法律上しっかりしていると。「住民」という言葉もしっかりともう定義があるんですね。ただ、「市民」という言葉はいろいろな定義があるので、本当ならば「国民」と「住民」ということで、「朝霞市の住民」というのが朝霞市の市民ということになるのかもしれませんが。とにかく、「市民」という言葉は一応それこそ市民権を持っているようなことがあるのですが、もう一つ「住民」という言葉の定義も一つ入れておいた方が遺漏がなくなるんじゃないかなと思います。御検討ください。

以上です。

○沼田会長

はい、そのほかございますか。

小池委員。

○小池委員

私も78ページの先ほど意見が出ていましたね、「産業の活性化」のところで、やはり個別の商店がどんどんなくなってシャッターが増えちゃう。「現状と課題」の黒丸2番目に書いてあるように、ここをもう少しよくすれば、応援をする具体策みたいなのを入れるべきじゃないかなと。例えばですが、「『地域コミュニティの核』である商店街の賑わいを維持するため」で、その後すぐもう「商店主の高齢化や後継者不足」というところに行っちゃいますけど、じゃあもっと具体的にやるということの意味するためにも、やっぱり利用しやすいように駐車場を役所が用意するとかね、さっき出ました市内公共循環バス、これを充実させたりとか、そういうのを入れたほうがいいんじゃないかなと思います。これは、提案です。

○沼田会長

そうですね。「研究することが必要です。」って、5年計画で研究って。確かにそうですね。

○小池委員

例えばね、この市役所の駐車場も買い物客に貸すとかね。今は、カードで入出庫やってますけど、そのカードを買い物した商店でも発行できるようにね。要するに、そういうのをいろいろ考えれば方策があるわけですよ。それが支援体制になっていく。

以上です。

○沼田会長

そのほか、ございますか。

どうぞ。

○安野委員

22ページの最初の黒丸なんですけど、ここに78番の意見を反映して放課後児童クラブについての文言を入れていただいたんですけども、私もここで意見をくださった方と全く同じ立場なので、すごくよく分かります。

問題としましては、今年4月入学のときに学童を希望している新一年生が50人ぐらい枠から外れていて行き場がなく、保育園よりは、保育園児は例えば市内に預けられない場合は、最悪ほかに預けられるわけですよ。お母さんがちょっと苦労しますけれども。通勤中に別のところに預けてから通勤すればいいんですけども学童は違って、放課後に学校が終わって子供たちが自分で行くわけですから、学校の近くでないといけないんですね。それが、いきなり学校の学童に入れない新一年生50人が出てしまって、市が緊急対策としてこどもルームを作ってくださいって、今うちの子も通っているわけですけども、これはそこから出てきた意見なんですけども、ここではまだ「現状と課題」にしか入ってなくて、次の施策の方にも具体的な施策を入れてほしいです。というのは、皆さん想像できるように、50人の子供、一年生がいきなり、放課後行き場がなく家に一人だと、外に出たりいろいろな危険が待っているかと思うので、市の方にもそういう緊急性を認識していただいて、その「具体的な施策」の中に入れていただきたいと思います。

○沼田会長

ほかに、ございますか。

田辺委員。

○田辺委員

公園だとか植樹などの管理を市民にお願いしたいというので、例えば94ページの「市民参画・協働」の「現状と課題」の2番目のところにちょっと触れられてはいるんですけども、現状と課題に載っているんですけども、「具体的な施策」の部分でいうと95ページの(2)の「参画の機会の充実」という形になるでしょうけど、それはやはり具体的な形で載っていないと。もう少し市が持っているいろいろな分野の今、民間企業に委託してお金をかなり払ってやってもらっている部分が多いわけですけど、それをもう少し市民参画の中でやれるものもいっぱいあるわけですから、その部分をもうちょっと。ほかの市民活動の中にそれを表現するかは分かりませんが、今、記載されているのはその部分かなと思いますので、(2)の②の部分で表現するのか、③で起こすのか分かりませんが、少し市民活動されている部分をね、もっと表に。今後の需要としては非常に高まる部分だと思うので、入れたほうがいいんじゃないかと思います。

○島田委員

それに関連してなんですが、全国的には、単にその公民館や施設を市民に委託するだけではなくて、運営委託をしているんですよね。ですから、鍵の開け閉めだけではなくて、その中でいろいろな事業をやったりとかですね、例えば公園でイベントをやったりとかそういうようなことまで実は任せているところが増えているんですね。ここは、プレーパークがあるようですけども、そういうようなものをどんどん増やして、住民が主体的に公的な公共施設を使えるような仕組みを作られていくという姿勢を示されるのが住民の市制への参加のきっかけになると私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○田辺委員

今、島田委員がおっしゃったことがもっともだと思って、そのいわゆる市民活動の分野がありますよね、市民活動とか、その前のいわゆるコミュニティというのは自治会で特化しちゃってますけど、そこに管理委託、運営を委託していくという方向というのは、もともと若干なりともあったはずなんですよ。それが新しい動勢で今、方向性として出てきている、どんどん進んできている話だと思うので、ここはやはりちゃんともっと書き込んだ方がいいかなと思います。

○百武委員

関連してですけど、指標なんですけど、この市民参画と共同のところの「市民参画と協働の推進」で、審議会の公募市民の割合というものがそれを示しているというのは、それは一つあると思うんですけど、じゃあそこを増やせばいいのという、目指す目標はそこなのというのが少々お粗末というか、もっといいことをやられている、例えば地域懇談会みたいなのをやって、積み重ねてやられているわけじゃないですか。そういうことで延べ人数、何人の市民がこの計画にやったとか、何か例えばもうちょっと、審議会の公募市民の割合だけじゃないような気がして、もう少しこれを考えていただくのと、その下もそうなので、広報紙の配布世帯率を100パーセントをまた100パーセント頑張った。それで本当にいいのかというような、中身とちょっと違うんですよね、情報提供して、ツイッターとかフェイスブックとかを使っていますという話と広報紙を配布した世帯数の率を目標にするというのは、何かちょっと少し違うんじゃないかなという気がしていて、そういうのがあるんじゃないかなというふうに思います。

○田辺委員

94ページのね、一番最初に「具体的な施策」として自治基本条例の制定を検討しますということで、一文なんですけど、やっぱり情報公開がまず前提だと思うんですよね。一応、いわゆる情報提供の充実という表現ではあるんだけど、情報提供の充実と別にね、情報公開というのは前提として入れておかないとまずいと思うんですね。

○沼田会長

書いてある。「めざす姿」のところに。その上の、94ページの真ん中。

○鈴木副会長

95ページの中。

○田辺委員

「めざす姿」ですね。

○沼田会長

書いてある。

○田辺委員

具体的な施策。

○沼田会長

「総合的な推進を図る」と。今の議論のところで気が付いたんですが、94ページと95ページの辺りがそうですけど、「参加」と「参画」がごっちゃになって使われているのが気になります。これは、いろはの話なので、ここがちょっと整理できれば、された方がいいかなと。

○齋藤委員

90ページの「人権の尊重」のところで、「現状と課題」という、これは別に構わないんですが、ここで使われている言葉の中に、今はやりの「ハラスメント」という言葉も入れておいた方がよろしいと思います。これは、職場だとかいろいろな社会だとかいろいろなところでハラスメント、いろいろハラスメントがございすけども、それは日常茶飯事、啓もうだとかそういうものが行われているわけで、ですからやはりその流れもあります。ただ単に暴力的なものだとか、そういうひぼう中傷だけではなくて、いわゆるパワハラ、セクハラ、マタハラとかですね、いろいろあるそのハラスメントという概念をここにやはり言葉としては、適切なところに幾つか入れておいた方がよろしいと思います。これは、御検討ください。

○百武委員

今に関連して、「人権の尊重」のところで、今同性愛の人をどういうふうにか考えるかというのが結構あると思うんですね。そういった文言が入って、まあ人権の尊重に入るのかというのがよく分からないんですけど、それを入れないのはいけないんじゃないかなと、余り考えてないということになるのではないかなと。

○沼田会長

ちょっと趣旨が、ちょっと私どもが考えているのと、皆さんがおっしゃっているのとちょっと違う方向にずれかかっているなというのも一つあって、全くゼロベースで今これについて意見を願いますということを行った覚えは私はないので、要するにパブコメの中にあって拾われていない

ものについてどうするかという話が最初だと思いますので、その意味では、今まで18回やって1回も出ていなかった意見をここで言われて、一週間で調整しろと言われても私の任を超えますので、その辺は今までお話になったことは検討しますが、あとその十数分については、パブコメの300件の中で拾われていないものについて意見を頂くということをしていただけると有り難いんですけど。

○田辺委員

いいんですよ。

○沼田会長

今のものは、受けます。

○田辺委員

私は、同性愛とかって言うよりマイノリティーとかっていう形の方がいいかなと思いますけど。

○沼田会長

はい、ありがとうございます。

そういう趣旨を踏まえて、何かございますか。

はい、田辺委員。

○田辺委員

変わらないかもしれないですけど、96ページのこの「行財政」という非常に、かなり膨らませなければいけない分野のことで、(1)「総合計画の推進」で①「行政評価の推進」から②で「積極的な行政改革の推進」ってありますけども、ここに③としてね、総合戦略みたいな形かなと感じますけどね。

○事務局・又賀専門員兼係長

(2)ですか。

○田辺委員

ああ、ここにあるんですね。

この「行政評価の推進」ですけど、これの部分をもう少しね、今回この10年間行政評価の仕組み作りをして動かしてきたわけでね、その反省も含めてやはりその改善という表現を入れてほしいなど。いわゆる行政評価という仕組みをね、内部評価だけで表現してますけども、外部評価と別物として表現してますけど、私は行政評価という仕組みそのものは、内部も外部も一緒だろうと思っているので、内部からも外部からも評価するべきだと思うのでね、その整理の仕方もね、一般的に行政評価としてどうか分かりませんが、外部評価の質を高めるという方向で入れていただきたいなと、もう少し整理していただきたいなと思います。

○沼田会長

質を高めると。

○田辺委員

先ほどちょっと言いましたけど、事務事業評価のレベルにまで外部評価が入っていかないといけないものがたくさんあるからね、その部分に関してもう少し、それを外部評価委員会でやるのは無理なので、各部署の審議会でそれをやるような方向というのは、もう…やっているものはあるはずなんですけどね。ごみの減量等に関しては、細かいところまで行っているはずなので。

ちょっとまたお伺いしたいんですけど、97ページに人口動態、まち・ひと・しごと創生に戻っちゃって申し訳ないですけど、「人口動態や地域経済などの社会状況を踏まえて策定した」って書いてありますけど、人口ビジョンがと最初に言ってたと思うんですけど、そのまち・ひと・しごとのね、これって総合計画と整合性をもって最初からうたっちゃってると、総合計画の文言でいいんじゃないかという話になりますよね、人口ビジョン。どうするんですか。

○事務局・佐藤課長

人口ビジョンは、一応国の方で示された2060年、または2045年のものを人口ビジョンとして作りなさいと言われていまして、総合計画は今10年のもので人口推計を出しておりますので、そこは整合は取れています。

○田辺委員

そこまで同じ。

○事務局・佐藤課長

はい。その先の2060の人口はこれから推計、いろいろなデータを駆使してこれから推計を出していきます。

○沼田会長

はい、では一応のあれが言われたと思いますので、この後もし追加など、言い足りないことがあったらメールその他、電話その他で言っていただくということにして、一応これで引き取りをさせていただきたいと思います。細かい文言の修正については、会長一任ということにさせていただきたいと思います。

冒頭に事務局から説明がありましたが、この内容に大きな変更がなければ、構想と計画の各案を本審議会の答申内容としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

◎3 その他

○沼田会長

続きまして議事の3、その他について事務局から説明をお願いします。

○事務局・又賀専門員兼係長

それでは、とりあえず今日頂いたものについては修正を検討させていただきます。個別のものについては、火曜の正午までに。7月14日火曜日の正午までに個別の意見があれば事務局の方に。電話、ファックス、メール何でも構いませんので頂きたいと思います。よろしくお願いします。

検討したものについては、会長、副会長と調整して皆さんの方にお示しさせていただきます。7月14日に頂いたものを、7月17日金曜日までに皆様の方に修正したものを送付させていただきます。

○沼田会長

その後の予定は、一緒に同封する。発送のときに。

○事務局・又賀専門員兼係長

17日に修正したものをまたお送りしますので、その後の日程については、またその際にお示ししたいと思います。

○事務局・佐藤課長

それでは、まとめさせていただきます。来週の14日正午までに御意見、そのほか今日御意見ございましたものを14日正午までに頂戴したいと存じます。その後、会長、副会長と私どもの方で調整、今日頂いた意見も含めましたものも調整させていただきます。17日に発送ないし皆様のところにお届けするような手続を取りたいと思います。その後、また再度調整する段取りがあるかもしれませんが、その後、当審議会の御意見として答申をさせていただきたいと思っておりますので、その案内につきましては、来週発送の段階で御案内させていただくようにさせていただきますので、お願いいたします。

◎4 閉会

○沼田会長

今の説明について、委員の皆さんから質問ございますか。

なければ、本日の会議はこれで終了いたします。

御協力ありがとうございました。